

様式第6号 (第17条)

## 会 議 録

会議の名称	平成31年第3回春日部市農業委員会総会		
開催日時	平成31年3月25日(月)	開 会	午前10時00分
		閉 会	午前11時20分
開催場所	春日部市役所2階全員協議会室		
議長氏名	会 長 齋藤 敏夫		
農業委員会委員	(出席人数: 17人)		
	1	川鍋 信一	
	2	齋藤 千松	12 横井 貞夫
	3	鈴木 宏	13 折原 みち子
	4	水口 健二	
	5	小川 利雄	15 小澤 治夫
	6	高橋 公彦	16 内田 高由
	7	萩原 勝	17 小久保 静夫
	8	星野 治三郎	18 市川 大倫
	9	渡邊 幸夫	19 齋藤 敏夫
	10	山崎 勇喜	
	欠席		11 伊藤 弘子
			14 前島 喜一
事務局	(出席人数: 5人)		
	農業委員会事務局長 前島 清史	農業委員会事務局次長 金子 昌行	
	農地振興担当主幹 藤浪 一夫	農地振興担当主査 中澤 ますみ	
	農地振興担当主事 堀井 喬		
市長部局	(出席人数: 3人)		
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士	都市整備部開発調整課長 古谷 悦夫	
	環境経済部農業振興課主幹 成川 雅夫		
農地利用最適化 推進委員	新井 武・小川 優・金重 一夫・野村 三男・石井 茂		

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>議案第1号農地法第3条（委員会）について：公開          議案第2号農地法第4条（知事）について：公開          議案第3号農地法第5条（知事）について：公開          議案第4号租税特別措置法適格者証明について：公開          議案第5号基盤強化法第18条農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定について：公開          議案第6号春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の意見聴取について：公開          議案第7号春日部市農業委員会事務局長専決処分規程の一部改正について：公開          議案第8号春日部市農業施策等に関する意見書について：公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
<p>配布資料</p>	<p>次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録  <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録  <input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 1227 624 1294">議席番号</th> <th data-bbox="624 1227 1441 1294">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 1294 624 1373">13</td> <td data-bbox="624 1294 1441 1373">折原 みち子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1373 624 1451">15</td> <td data-bbox="624 1373 1441 1451">小澤 治夫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1451 624 1516">16</td> <td data-bbox="624 1451 1441 1516">内田 高由</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	13	折原 みち子	15	小澤 治夫	16	内田 高由
議席番号	委員氏名								
13	折原 みち子								
15	小澤 治夫								
16	内田 高由								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から平成31年第3回総会を開会いたします。本日2名が欠席です。在任委員17名が、出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。</p> <p>次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の意見聴取について</li> <li>（2） 春日部市農業施策等に関する意見書について</li> <li>（3） 違反転用事案報告書について</li> <li>（4） 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書について</li> <li>（5） 平成30年第8回総会農地法第3条申請番号33番の再審査について</li> <li>（6） 代表農業委員の改選について</li> <li>（7） 推進委員の公募・地区割りについて</li> </ul> <p>の件につきまして、協議しました。なお、（5）と（7）については総会后、再審議いたします。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）について」1議案1件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）について」1議案2件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）について」1議案9件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」1議案2件</p> <p>日程5 議案第5号「基盤強化法第18条農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定について」</p> <p>日程6 議案第6号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の意見聴取について」</p> <p>日程7 議案第7号「春日部市農業委員会事務局長専決処分規程の一部改正について」</p> <p>日程8 議案第8号「春日部市農業施策等に関する意見書について」合計、8議案となります。なお、今回の申請に関して、「農地法第4条（知事）について」の申請番号3番及び「農地法第5条（知事）について」の申請番号21番、22番が取下げになったため、欠番になります。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号13番折原みち子委員15番小澤治夫委員16番内田高由委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審</p>

議長	査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。日程1議案第1号、「農地法第3条(委員会)について」を議題といたします。申請番号9番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第1号「農地法第3条(委員会)について」、申請が1件あったので、審議を求めます。議案書の1頁をご覧ください。申請番号9番について、申請理由は経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書は整っております。
議長	お諮りいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認め、申請番号9番について、担当地区の新井武推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号9番について、平成31年3月12日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番萩原勝委員より申請番号9番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号7番萩原勝です。申請番号9番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人に関して、担当地区推進委員の意見を求めたところ問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)

議長	起立全員です。議案第1号「農地法第3条（委員会）について」申請番号9番を許可と決しました。次に、日程2、議案第2号「農地法第4条（知事）について」を議題といたします。（会議規則第19条第3項により）申請番号2番、4番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地法第4条（知事）について」、申請が2件あったので、審議を求めます。議案書の2頁をご覧ください。申請理由について、申請人は、住宅敷地の追認（昭和45年以前から農地を一部住宅敷地の通路として使用している）ため、この度の申請に至ったものです。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。詳細図はスクリーンをご覧ください。申請書は整っており、農林振興センターと協議済みです。次に、申請番号4番について、申請理由について、申請人は、住宅敷地の追認（昭和45年以前から住宅敷地の一部農地に建物が建設されている）ため、この度の申請に至ったものです。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。詳細図はスクリーンをご覧ください。申請書は整っており、農林振興センターと協議済みです。なお、平成29年に時効取得で所有権移転をされている土地に、農地転用の許可を得ず建物を建築している土地があるため、違反内容を明確にする必要があります。
議長	次に、申請番号2番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号2番について、平成31年3月13日午前9時30分より農業委員と推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号4番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号4番について、平成31年3月11日午後1時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番萩原勝委員より申請番号2番、4番の事前審査の報告を求めます。

委員	議席番号7番萩原勝です。申請番号2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。次に、申請番号4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。ただし、先ほどの事務局の説明のとおり、時効取得で所有権移転された土地の違反内容を明確にする旨を意見書に記載することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。申請番号4番について、質問します。時効取得された土地の現在の所有者は、申請番号4番の申請者なのですか。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。平成29年に時効取得により申請者から、所有権が移転されております。
議長	ほかに質問はありますか。
委員	議席番号15番小澤です。申請番号4番について、質問します。時効取得について、関係者から事情聴取をしたのですか。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。申請者の代理人から事情聴取いたしました。
議長	ほかに質問はありますか。
委員	議席番号18番小久保です。申請番号4番について、質問します。時効取得された土地に建設されている建物の所有者は誰ですか。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。建物の所有者は、時効取得者の親族です。
議長	ほかに質問はありますか。

議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号4番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号2番と、4番を別に審議することに異議ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、採決にはいります。申請番号2番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
議長	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第2号「農地法第4条(知事)について」申請番号2番を許可相当と決しました。よって、許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号4番については許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
議長	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第2号「農地法第4条(知事)について」申請番号4番は、許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程3議案第3号、「農地法第5条(知事)について」を議題といたします。申請番号12番から20番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条(知事)について」、申請が9件あったので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。申請番号12番について、申請法人は、不動産業を営んでいます。転用計画は、建売住宅を7棟建築するためです。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で2101.44㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接道要件はみたしています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、私設排水管に接続し排水します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号13番について、申請法人は遊技場の経営を営んでいます。転用計画は、敷地を拡張し駐車場16台増設するためです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は、北側・東側道路に接続しています。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、書類審査の結</p>

事務局

果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号14番について、転用計画は、現在駐車場が6台設置されていますが、既存の駐車場の不足を補うため、駐車場102台を増設するためです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、北側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、新設コンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。102台の駐車場が必要とする書類を求めましたが提出はありません。書類審査の結果、102台の駐車場の必要性が不明確と思われます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。次に、申請番号15番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。平成30年9月25日自己用住宅で公告済です。該当する土地改良区はありません。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書及び自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号16番について、申請法人は、不動産業を営んでいます。転用計画は、建売住宅を45棟建築するためです。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で15780.08㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接道要件はみたしています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、公共下水に排水します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。水路の付替えについては手続き中です。書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人

事務局

埼玉県農業会議」に意見を求めます。次に、申請番号17番について、申請法人は、不動産業を営んでいます。転用計画は、建売住宅を26棟建築するためです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で6662.21㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接道要件はみたしています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、U字溝に接続し排水します。資金計画については、融資資金として融資証明書及び自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。水路の付替えについては手続き中です。書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。次に、申請番号18番について、申請法人は、不動産業を営んでいます。転用計画は、建売住宅を29棟建築するためです。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で8449.31㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接道要件はみたしています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、公共下水に排水します。資金計画については、融資資金として融資証明書及び自己資金として残高証明書が添付されています。書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。次に、申請番号19番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、ブロック及びフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水します。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請が提出されています。申請書は整い、

事務局	<p>農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号20番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、南側西側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。</p>
議長	<p>次に、申請番号20番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号20番について、平成31年3月7日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に議席番号7番萩原勝委員より申請番号12番、13番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号7番萩原勝です。申請番号12番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、作業小屋や砂利山があり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できませんでした。そのため、埼玉県の審査にあたっては、是正の完了を確認した後に審査することが望ましい旨の意見を付けることを条件とし、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。次に、申請番号13番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。</p>

議長	次に議席番号8番星野治三郎委員より申請番号14番から18番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号8番星野治三郎です。申請番号14番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、駐車場102台が必要という本申請の必要性が確認できないため当該申請については、事前審査委員5人で合議により不許可相当であると決しました。次に、申請番号15番から18番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。
議長	次に議席番号9番渡邊幸夫委員より申請番号19番、20番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号9番渡邊幸夫です。申請番号19番、20番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。申請番号14番について、質問します。102台の駐車場の必要性が不明確な理由について教えてください。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。申請法人は、墓地が200基あり、檀家が254人の宗教法人であります。担当課の墓地埋葬法に関する事務処理要領によると、必要な駐車場の台数は墓地の5%ほどで10台程度となります。そのため、102台の駐車場の必要性が不明確です。
議長	ほかに質問はありますか。
	(なしの声あり)
議長	申請番号12番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。また、申請番号14番について、事前審査委員より、不許可相

議長	<p>当と報告がありました。よって、申請番号12番と、13番、15番から20番と、14番を別に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。申請番号12番については許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請番号12番は、許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号13番、15番から20番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第2号「農地法第5条(知事)について」申請番号13番、15番から20番を許可相当と決しました。よって、申請番号13番、15番から20番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、16番から18番につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、事前審査委員より、申請番号14番については不許可相当と報告がありました。申請番号14番を不許可とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。申請番号14番は、不許可相当と決しました。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号14番は、不許可相当と意見を付し、また、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。申請番号8番、9番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、租税特別措置法適格者証明が2件あったので、審議を求める。議案書11頁をご覧ください。まず初めに租税特別措置法適格者証明について簡単にご説明します。申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号8番について、案内図は25頁となります。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は180日です。次に申請番号9番について、案内図は26頁となります。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税</p>

事務局	特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。年間従事日数は90日です。
議長	次に、申請番号8番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号8番について、平成31年3月13日午前9時30分より農業委員と推進委員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号9番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号9番について、平成31年3月14日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号9番渡邊幸夫委員より申請番号8番、9番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号9番渡邊幸夫です。申請番号8番、9番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号8番、9番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号8番、9番について証明書を発行することと決しました。次に、日程5議案第5号「基盤強化法第18条農用地利用集積計画(利用権の設定)の決定について」

議長	を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第5号基盤強化促進法第18条農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定について、議案書12頁をご覧ください。春日部市長より、経営基盤強化促進法第18条農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定について、基盤強化法の基本要綱の第10の3の（1）の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。農用地利用集積計画案の内容については、農業振興課から説明いたします。
農業振興課	農業振興課成川です。議案第5号基盤強化法第18農用地利用集積計画（利用権の設定）について」ご説明申し上げます。今回の農用地利用集積計画の案は、新規設定7件になります。総筆数24筆、総面積2万6千285㎡で全て、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。利用権設定の公告日及び始まりは、平成31年4月1日で、利用権の終わりは、平成34年12月31日までの3年9か月となります。各利用権の設定の詳細につきましては、議案書の12ページから16ページ、申請番号293番から299番の記載のとおりでございます。
議長	これより議案第5号について、質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。議案第5号「基盤強化促進法第18条農用地利用集積計画（利用権の設定）」議案第5号「基盤強化法第18条農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程6 議案第6号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第6号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の意見聴取について」議案書17頁をご覧ください。春日部市長より、農業振興地域の整備に関する法律施行第4条の5第1項第27号イの規定により、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画について意見を求められたため、1月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	これより議案第6号について、質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。議案第6号について、原案のとおり案の

議長	とおりに決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第6号は原案のとおり決定いたしました。よって、原案のとおり春日部市長あて回答いたします。次に、日程7議案第7号「春日部市農業委員会事務局長専決処分規程の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第7号「春日部市農業委員会事務局長専決処分規程の一部改正について」議案書20頁をご覧ください。春日部市農業委員会事務局専決処分規程について、第3中、「第3条の3」の前に「第3条第1項第13号及び第14号の2」を追加し、「及び第5条第1項第6号」を「第5条第1項第6号並びに第43条第1項」に改めるものです。なお第3条第1項第13号は、「農地利用集積団滑化団体又は農地中間管理機構があらかじめ農業委員会に届け出て農地売買等事業等の実施により権利取得する場合」、第14号の2は、「農地中間管理機構があらかじめ農業委員会に届け出て農地中間管理事業による中間管理権を取得する場合」の規定で、どちらも、農地法第3条許可が不要となるものです。また、第43条第1項は、「農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う場合」は農業委員会への届出が必要となるものです。
議長	これより議案第6号について、質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。議案第6号について、総会での審議ではなく事務局長専決処分とするのはなぜですか。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。国が定めている事務処理要綱にて、2週間で、受理通知書を発行するように定めてあるため、局長専決とするものです。
議長	ほかに質問はありますか。  (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第7号は原案のとおり決定いたしました。よって、処分規程を告示日より施行することとなります。次に、日程8議案第8号「春日部市農業施策等に関する意見書について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第8号「春日部市農業施策等に関する意見書について」次のとおり春日部市長あて提出するため、審議を求めるものです。

「春日部市農業施策等に関する意見書（案）」

改正農業委員会等に関する法律が平成28年4月に施行され、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務として明確に位置付けられました。本農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して定期的な農地パトロールなどを行うことにより「担い手への農地利用集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」といった農地利用の最適化の推進活動に積極的に取り組んでいるところです。本市農業委員会は、平成29年12月に新たな体制で活動を開始し、既に1年が経過したこと及び近年の国の農業政策の見直しに伴う、関係法令の改正や新法制定、規制緩和などを受けて、農地利用の最適化の推進及び都市農地の保全を図るため、春日部市の農地施策についての意見書を提出します。

#### 1 農地転用許可に係る指定市町村について

平成27年6月に公布された「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第5次地方分権一括法）による農地法の一部改正により、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）が、都道府県に代わり農地転用許可を行くことができるようになり、先日、市長の農地転用許可に係る指定市町村についての考えが示されました。農地転用許可権限に係る指定市町村の指定を受けることにより、転用許可等の受付から許可までの期間が短縮され、申請者の負担軽減、利便性が向上するとともに、許可後の随時の状況把握や違反転用等の早期発見、対応等が可能となることから、農業委員会としても指定市町村の指定を受けることを要望するとともに、下記のとおり指定を受けるため早期の体制づくりを要望します。

- ① 指定市町村の指定基準に基づき優良農地を確保する目標を定めること。
- ② 農地転用許可制度に係る事務処理体制について検討し体制を整えること。
- ③ 農地転用許可に関連する他法令の運用の厳格化に関すること。

#### 2 生産緑地について

都市農業、都市農地は、消費地に近いという利点を活かし、新鮮な農産物を供給するほか、緑地機能、災害時の防災空間の確保など多彩な機能を発揮しており、都市農地の保全は、重要な課題であると考えます。2022年には、生産緑地の当初指定から30年が経過することから、生産緑地が解除され都市農地の減少が懸念されています。こうした状況の中、生産緑地地区指定の面積要件の緩和や特定生産緑地が設けられ、さらに農地の貸借の円滑化など、生産緑地に関する新たな制度が導入されたことから、農家が新制度を十分に理解し活用できるよう、以下について要望します。

- ① 制度の内容等について農地所有者へ十分な周知を図ること。
- ② 適正に肥培管理されている生産緑地が特定生産緑地に円滑に移行できるよう、指定に係る運用基準の検討及び施策を速やかに行うこと。

	③ 都市農地を保全するため、生産緑地区指定の面積要件を緩和すること。
議長	これより議案第8号について、質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。議案第8号の1について、質問します。体制づくりを要望するとのことですが、市側の体制づくりですか。農業委員会側の体制づくりですか。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。市側の体制づくりを要望いたします。市長から農地転用許可に係る指定市町村についての考えが示され、指定市町村の指定を受けることを要望するとともに、そのための体制づくりを要望いたします。
議長	ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第8号は原案のとおり決定いたしました。よって、3月27日に市長に意見書を提出いたします。次に、日程9報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)について」日程10報告第2号「農地法第4条(届出)について」日程11報告第3号「農地法第5条(届出)について」日程12報告第4号「農地法第6条(農地所有適格法人の報告)について」日程13報告第5号「農地法第18条(通知)について」日程14報告第6号「違反転用事案報告について」につきましては、議案書の26ページから42ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。
委員	議席番号18番市川です。時効取得につきまして、どのように対応していくのでしょうか。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。時効取得に関しましては、法務局から通知が来ますと、対象者を呼び出し事情聴取します。事実確認後、運営委員会で報告しております。後日、全員協議会にて説明いたします。
議長	ほかにありますか。 (なしの声あり)
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのお

議長

りです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。  
以上をもちまして、2019年第3回総会を閉会いたします。なお、全員協議  
会を11時35分から同会場で開催いたします。(午前11時20分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番